

2009年6月6日

肝炎患者支援法キャンペーンニュース ・東京(第3号)

薬害肝炎訴訟東京原告団・弁護団

(編集:弁護士小松雅彦)



5月21日国会内集会、記者会見 (写真提供西村慎太郎さん)

5 / 2 1 国会請願

5 / 2 1 に3団体(薬害肝炎原告団(C型肝炎)、B型肝炎原告団、患者会)等で2回目の国会請願等行動を行いました。以下、山西美明弁護士の報告です。

5月21日の国会請願行動ご苦労様でした。

1. アンケート未回答議員事務所回り(午前10時~13時30分)

午前10時から、約30名の原告、患者会、B肝原告、支援者、弁護団のメンバーが集まり、2人一組になって、衆議院第1、第2、参議院の各議員会館のフロア毎に割り振り、ほぼ未回答議員約500名の事務所を回りきりました。

つれない対応のされた事務所も多々あったかと思いますが、5名の議員から直接回答を受け取ることができるなど成果がありました。何よりも、原告、患者会が一体となって汗を流しているとの連帯感を持つことができました。因みに、議員アンケートの結果は、添付しますが、回答率については、下記のとおりです。

回答数・回答率

対象はすべての国会議員719名(欠員3名を除く)衆議院477名 参議院242名
回答総数212名(衆議院131名、参議院81名)

回答率約29%(衆議院約27%、参議院約33%)

政党別回答率は、自民党約12%、公明党約35%、民主党約50%、共産党100%、
社民党約75%、国民新党約42%、新党日本100%

回答されたほとんどの議員が、１．制定すべきである。２．国の責任を明記すべきである。３．医療費の助成をすべきである。４．治療中の生活支援をすべきである。との回答でした（もちろん少数反対意見はあります。）。

２．国会請願要請行動（午後１時３０分～午後５時）

１００名を越える原告、患者会、Ｂ型原告、支援者、弁護団が集まり、多くの議員の方々が応援に駆けつけてくれました。

今回請願要請した署名数は、１８万６０４６筆

前回請願要請した署名数は、８万９７４８筆

合計２７万５７９４筆の署名数です。

今回は、日肝協が紹介議員要請した５０名以上の議員に、日肝協が集めた約１１万筆の署名を託し、原告団が紹介要請した１２名の議員に、原告団が集めた約７万筆の署名を託しました。

３．民主党肝炎対策本部（午後５時３０分～午後６時１０分）

５０名以上のメンバーが参加してくれました。

２７万筆の署名は非常に重いものでした。

藤村修ネクスト厚生労働大臣が、今国会中に、何らかの前進をさせるべく最大限努力する旨宣言されました。

菅直人本部長が、山口代表と、鳩山新代表との面談を確約してくれました。

４．記者会見（午後７時～７時３０分）

３団体の代表が、本日の行動を、厚生労働記者クラブで、会見しました。

本当に、まる一日、ご苦労様でした。必ず、この苦労が実を結ぶ時がくるはずです。頑張りましょう。



５月２１日国会内集会（写真提供西村慎太郎さん）

B 肝訴訟集会、要請

5月27日に、B型肝炎訴訟全国原告団、弁護団主催による「もう待てない！」B型肝炎訴訟最高裁判決勝利3周年集会在日本教育会館にて開催され、全国から約200名、原告・弁護士・患者会・支援者の人たちが集まりました。

ご自身がB型肝炎患者の石川ひとみさんの記念講演(いい講演でしたね)、国会議員の激励の挨拶・メッセージ、日肝協常任理事の赤塚堯さん・薬害肝炎全国原告団代表山口美智子さんの挨拶、弁護団の情勢報告、原告の訴えとプログラムは進み、最後にB型肝炎訴訟と肝炎問題の全面解決を求めるアピールの採択をしました。

翌5月28日には、国会にて院内集会在開催され、約60名の原告・弁護団・患者会の参加があり、民主・社民の国会議員挨拶を頂きました(自・民・公・共、無所属の議員の秘書参加)。そして、民主、公明、共産、社民、国民新党のヒアリングが行われました。

3年前の6月16日に最高裁判決が出ました。厚労大臣は判決で勝った5人の原告(遺族)にその日までに会うと約束したのですが、具体化していません。B型肝炎訴訟の原告団・弁護団はその日までに大臣面会が実現しない場合、6月16日に厚労省前で抗議行動をする予定とのこと。(文責:小松雅彦)



(朝日新聞 5/27)

各地の活動等

4月15日以降の活動

- 4月18日(土)大分医療講演会 コンパルホール
- 4月25日(土)千葉医療講演会 茂原市民会館
- 4月25日(土)福岡医療講演会
- 4月26日(日)広島医療講演会
- 4月28日(火), 29日(水)北海道(札幌緑愛病院)学習会、交流集会
- 5月1日(金)メーデー会場署名集め(札幌)
- 5月5日(火)兵庫(明石、川西)街頭宣伝
- 5月7日(木)国会議員アンケート活動開始
- 5月7日(木)神奈川、横浜市議会へ陳情
- 5月8日(金)北海道(札幌)街頭宣伝(日本消化器学会にあわせて)
- 5月9日(土)東京(高田馬場駅)街頭宣伝
- 5月9日(土)埼玉(大宮駅)街頭宣伝
- 5月9日(土)静岡(浜松)街頭宣伝
- 5月9日(土)宮崎医療講演会 都城市総合文化ホール
- 5月10日(日)新潟(新潟)街頭宣伝
- 5月11日(月)~15日(金)国会議員会館回り活動
- 5月16日(土)宮城(仙台)街頭宣伝
- 5月16日(土)北海道(北見)街頭宣伝



北海道北見にて (写真提供川西輝明さん)

- 5月18日(月)神奈川(川崎)市議会陳情
- 5月21日(木)国会アンケート要請活動、請願活動

- 5月23日(土)秋田街頭宣伝、医療講演会
- 5月27日(水)「もう待てない!」B型肝炎訴訟・最高裁判決勝利3周年集会
- 5月28日(木)B型肝炎訴訟原告団・弁護団国会要請
- 5月28日(木)北海道(江別)街頭宣伝
- 5月30日(土)神奈川医療講演会
- 5月30日(土)千葉(千葉駅)街頭宣伝
医療講演会 千葉大
- 5月31日(日)茨城(水戸駅)街頭宣伝
原告交流会(支援者にもオープン)
- 5月31日(日)北海道(函館)医療講演会、街頭宣伝
- 6月6日(土)宮城(仙台)街頭宣伝+医療講演会
- 6月6日(土)福島(郡山市)医療講演会、街頭宣伝
- 6月6日(土)東京(お茶の水)街頭宣伝
(神奈川は、県内33市町村へ陳情提出)

中日新聞 H21. 3. 29

肝炎患者救済基本法を

松本、長野 早期制定へ署名活動



県内の肝炎患者らでつくる県肝臓病患者会協議会などは二十八日、JR松本、長野の両駅前で、肝炎患者や感染者を救済する基本法の早期制定を訴える署名活動を行った。署名活動は、松本市周辺の患者や関係者、訴訟原告団、回生護

県内の肝炎患者らでつくる県肝臓病患者会協議会などは二十八日、JR松本、長野の両駅前で、肝炎患者や感染者を救済する基本法の早期制定を訴える署名活動を行った。署名活動は、松本市周辺の患者や関係者、訴訟原告団、回生護

市民にチラシを配り、基本法制定の必要性を訴える肝臓病患者団体関係者ら＝JR松本駅前で

「輸血による感染は救済されないなど不備がある」と指摘。また、基本法がないため、都道府県の対応はばらばらで、長野県で受けられる医療費の補助が、隣県で受けられないという格差もあるという。

県協議会の土屋桂一会長は、昨年四月から始まった国の肝炎総合対策について地で行ったキャンペーンで十数万冊が集まった。与野党は既に、それぞれ基本法の法案をまとめており、嶋田弁護士の「互いの案の良点を合わせて、早く法律を作ってほしい」と訴えた。(福岡航)

肝炎患者支援法

今国会で一刻も早い成立を

赤塚 堯

NPO法人東京肝臓友の会
事務局長



今国会で、350万人ともいわれる肝炎患者がかたすをのんで成り行きを見守っている法案がある。すべての肝炎患者の救済をめざす支援法の制定である。

国会には、与党の「肝炎対策基本法案」と野党の「肝炎医療費助成法案」が提案されている。治療費助成の対象を拡大するなど修正協議も行われ、合意も近いという話も聞こえてくるが、成立の見通しは今なおはっきりしない。

うに受け取られている。しかし、肝炎患者を取り巻く状況は、深刻さをいっそう増している。

薬害被害者の救済は始まっているが、対象は裁判所に提訴して、血液製剤の投与と感染の因果関係を証明できた患者に限られている。治療を必要とするC型肝炎患者は数十万人おり、多くは肝硬変や肝がんなど重症化した高齢者で、インターフェロン治療の適用外に置かれている。一方、若い働き盛りの患者は高負担と長期の治療期間や副作用などで職場環境が許さず、治療に踏み切れないでいる。

また、150万人とみられるB型肝炎患者は、期限のない高額な抗ウイルス剤の負担に苦しんでいる。私たちの患者会には、いまだにウイルス肝炎に対する偏見、差別の深刻な悩みが寄せられている。B型やC型などのウイルス性肝炎患者の大部分は輸血や予防接種、過去の医療行為などで感染した「医原病」である。

る。薬害訴訟の各地裁判決やB型肝炎訴訟の最高裁判決でも明らかのように、国の責任が明確にされている。

特に問題なのは、血液製剤フィブリノゲンが明らかに使用されたのに、証明できるカルテがないというだけで門前払いにされ、泣き寝入りや余儀なくされたまま、多くの被害者が放置されていることである。この人たちは法律によって明らかに国から差別され、多くの人が肝硬変、肝がんに病状が進行している。

薬害肝炎訴訟で明らかになった肝炎問題の基本は、すべてのウイルス性肝炎患者の救済を実現することである。私たち肝炎患者は、国の責任を何らかの形であらわし、治療費の自己負担限度額を患者がまかなえる程度にした支援法の制定をぜひ実現してほしいと、心から願っている。

2009年5月29日 朝日新聞

肝炎基本法求め署名

県肝臓病患者会協議会（土屋桂一会長）は二十八日、長野、松本市内の街頭で、ウイルス性肝炎の治療体制を国の責任で整備する「肝炎対策基本法」の制定を求め、署名活動をした。

薬害肝炎全国原告団などが呼び掛けた全国キャンペーンの一環で、県内各地の患者会関係者や、薬害肝炎訴訟東京弁護団の弁護士ら計四十余人が参加。JR長野駅前「写真」が参加。JR長野駅前「写真」が参加。JR長野駅前「写真」が参加。



汚染された血液製剤の投与や輸血、集団予防接種などによるB型・C型肝炎の推定患者・感染者は三百五十万人以上とされる。多くの患者が苦しい闘病生活を送っている一方、自覚のない高齢者も多い。そのため、「お母さん、お父さんに検査を勧めてね」とも呼び掛けた。県内の保健所では無料検査している。

松本で署名を集めた土屋会長「長野市は「肝炎の問題はだいたい知られてきたが、まだ関心の薄い人もいる」と指摘。制定には多くの国民の協力が必要と訴えていた。

街頭宣伝活動で感涙、感動しました

3月8日、静岡駅前地下道で「肝炎対策基本法」の早期制定請願の署名活動に参加の折、宣伝文と署名用紙を携え通行される人々に呼びかける私の前を1度は通り過ぎた娘さんのグループがUターンして再び私の前に立ち戻られ、「署名させて下さい」と次々に記名され「頑張ってください」「お体を大切に」と励ましの言葉まで添えて頂き、思わず涙が溢れ出しました。私は立ち去る娘さんたちの後ろ姿に自然な気持ちで礼拝を致しました。

また、同輩には、ご自身の体調不良もいとわず、無関係なお友達と一緒に率先して請願活動に参画し、さらに千数百筆に及び請願署名を集められ、弁護団との交流会にも積極的に参加される「カルテのない患者さん」も存在し、唯々感謝、感動あるのみです。

何も彼も冷たい世の中で、斯様な「温かい心」に触れたことを紹介申し上げ、1日も早い法律の制定に向かって、私ども患者の結束と全力の傾注を念頭致します。

末文になりましたが、当日、署名、声援を下さいました多くの方々にあらためて厚いお礼を申し延べ、合わせて今後のご理解、ご声援をお願いする次第でございます。

平成21年4月 薬害肝炎原告 静岡支部内一女性より

身も凍る 巷(ちまた)の渦に 一連の 他人(ひと)の温み 涙あふれる

DVD「もう待てない」(暫定版)ができました。

キャンペーン活動に活用するために、薬害肝炎東京弁護団が、DVD暫定版を作りました。B型・C型肝炎の患者がいかにかに厳しい状況に置かれているか、肝炎患者支援法が必要であることを社会に訴えるものです。オアシス事務所にまだ数十部ありますので、お申し出下されば、お送りします。

なお、正式版も近々出来る予定です。どうぞ期待!



今後の予定

6月10日(水)日肝協国会請願 14:00衆議院第2議員会館ロビー集合

6月13日(日)静岡(静岡) 街頭宣伝

6月14日(日)神奈川(川崎駅東口)街宣 11:00~12:00

DVD「もう待てない」鑑賞会 13:00~

6月14日(日)群馬(高崎駅西口)街頭宣伝 13:00~

6月16日(火)B肝訴訟厚労省前行動(予定)

6月18日(木)北海道(小樽)街頭宣伝 17:00~17:30

医療講演 18:00~

6月20日(土)埼玉 医療講演会 ラフレさいたま 14:00~16:00
6月28日(日)北海道(帯広, 藤丸デパート前広場)街頭宣伝12:30~
医療講演会14:00~
7月6日(木)北海道(江別)街頭宣伝17:00~17:30
7月11日(土)神奈川(相模大野)街頭宣伝11:00~12:00
ミニ集会13:00~15:00(会場未定)
8月30日(土)神奈川(本厚木)街頭宣伝11:00~12:00、医療講演会
9月27日(日)神奈川(横浜駅西口)街頭宣伝11:00~12:00

行事問い合わせ先

北海道

北海道合同法律事務所 電話 011-231-1888 fax011-281-4569

仙台

草場法律事務所 電話 022-722-9877 fax022-712-7077

東京および関東甲信越静岡

オアシス法律事務所 電話 03-5363-0138 fax03-5363-0139

名古屋

堀法律事務所 電話 052-959-2556 fax052-959-2558

大阪

長野総合法律事務所 電話 06-6363-3705 fax06-6363-3707

九州

古賀克重法律事務所 電話 092-735-1195 fax092-735-1196

各地で活発に活動が行われています。いろいろな活動があります。知り合いの方に署名を呼びかけたり(原告と名乗らなくても出来ます)、街頭宣伝に参加したり、議会の傍聴したりいろいろ工夫してやれる活動をしましょう。

肝炎患者支援法(肝炎対策基本法)制定のために頑張りましょう。

投稿を募集致します。オアシス事務所(小松)までご連絡下さい。

東京都新宿新宿1-24-2長井ビル3階オアシス法律事務所

電話 03-5363-0138 fax03-5363-0139 メール komatsu@oasis-law.gr.jp

